

第 12 章 国立大学間の資金配分方式 - 法人化による変容とシュミレーション -

島一則（国立学校財務センター）

1. 研究の背景と目的

知識社会化、経済のグローバル化の流れの中で知識の生産・伝達拠点としての国立大学に対する社会的期待が高まり、その一方で、政府財政の逼迫が大きな政策 이슈 となっている。これらの流れの中で国立大学のありようについての検討がすすめられ、国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議によって『新しい「国立大学法人」像について』（平成 14 年 3 月 26 日）がまとめられた。そこでは国立大学に対する資金配分方式の大きな変容が企図されている。しかしながら、この資金配分方式の変容のあり方については、現在の段階で非常に限られた情報しか明らかにされておらず、その変更によって生じる各大学への影響等についての具体的な検討は、文部科学省内での検討を除き、ほとんどなされていないという状況にある。そこで、本稿は法人化前後の資金配分方式の概要を整理し（3 節・4 節）、これらの前後での対応・変容のあり方について検討を行う（5 節）、またこれらをもとに、法人化後の運営費交付金方式による大学間資金配分が、現在の配分結果と比較してどのような変化をもたらすのかについてのシュミレーションを行うことにより検証する（6 節）。以上の分析から、法人化後の資金配分方式の実施にともなう問題点について考察することを本研究の目的とする。

2. データと研究の枠組み

2-1 データ

本節では以下において分析に用いるデータについてあらかじめ整理しておく（表 12-1）。本研究で用いたデータは具体的には以下のとおりとなっている。なお、『学校基本調査報告書』（個票データ）は、文部科学省科学研究費補助金 特別研究促進費（1）「国立大学における収支構造の総合的研究 日本及び諸外国の現状分析と将来展望」（研究代表者 天野郁夫：平成 12-14 年度）により利用許可がえられたものである。その他に『予算額事項別表』、『（項）国立学校当初配分積算内訳』、『国立大学法人（仮称）の運営費交付金算定ルール（案）』等を用いることとする。

表 12-1 主要資料リスト

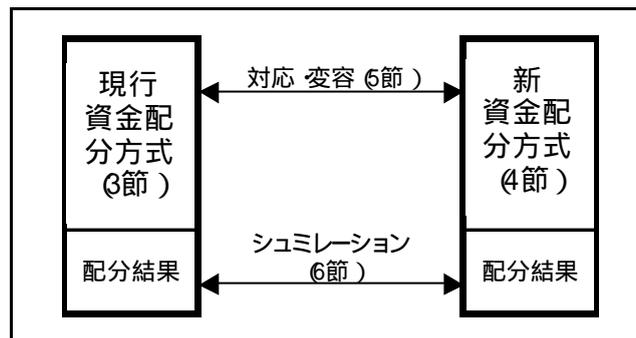
資料出所	資料名
文部省	『学校基本調査報告書』（平成10年度版）個票データ
文部科学省	『平成13年度 予算額事項別表 国立学校特別会計』
文部科学省	『平成14年度 予算額事項別表 国立学校特別会計』
文部科学省	『平成13年度 （項）国立学校当初配分積算内訳』
文部科学省	『平成14年度 （項）国立学校当初配分積算内訳』
文部科学省	『国立大学法人（仮称）の運営費交付金算定ルール（案）』

2-2 研究枠組みと方法

2-2-1 研究枠組み

次に、本研究の枠組みについて見ていくこととする（図 12-1）。本研究では現在の資金配分（3 節）と法人化後の資金配分（4 節）について、それぞれその概略について明らかにし、現行配分方式から新配分方式への移行における両者の対応状況とその変容のあり方について明らかにする（5 節）。さらに新配分方式にともなう資金配分の結果が、現行配分方式に基づく資金配分の結果とどのように異なってくるのかについてのシミュレーションを行うこととする（6 節）。

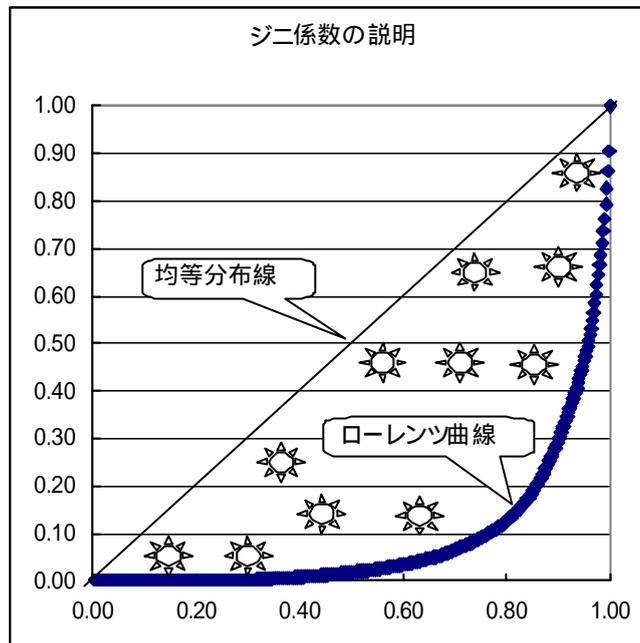
図 12-1 研究枠組み



2-2-2 分析の方法

以下では、本分析で用いる分析手法についてまとめる。まず、3 節で用いるジニ係数の概略についてあらかじめ説明を行う。ジニ係数とは、分布の不平等度または集中度を表す指標として用いられるものであり、具体的にはローレンツ曲線（当該データを小さいものから大きいものへとソートして、全体に占める当該値の比率を算出し、その値の累積比率を曲線で結んだもの：図 12-2 の ）と均等分布線（当該データが全て等しい値であった場合のローレンツ曲線：図 12-2 の ）によって囲まれた弓形部分の面積の 2 倍の値となる。この値はデータの分布が全く均等であるとき 0 となり不平等度がますます 1 に近づくという特徴を有するものである。

図 12-2



つぎに、6節で用いる線形計画法についてであるが、この線形計画法とは、ある線形不等式を制約条件として目的関数と呼ばれるある線形関数の最適化（最大・最小値）を行う手法である。

3. 法人化前の資金配分

本節では、現行の資金配分、すなわち国立学校特別会計のもとの資金配分の状況について明らかにする。このために、以下ではまず国立学校特別会計の概要とその主要費目について明らかにし(3-1)、そのうえで、主要費目の配分方式とこれらの配分方式の下での資金配分の集中度について明らかにする(3-2)。

3-1 国立学校特別会計の概要

まず平成13年度国立学校特別会計(の歳出費目)の概要を見ていくこととする(表12-2)。表からは(項)国立学校、(項)大学附属病院、(項)研究所がそれぞれ、1兆5879億円(58%)、6150億円(22%)、1942億円(7%)となっており、これら3費目で全体の87%を占めていることが分かる。また、その中でも(項)国立学校の占める比率は大きく、国立学校特別会計全体の6割弱となっていることが確認される。

表 12-2 国立学校特別会計の内訳（単位：千円）

(項) 国立学校	1,587,868,133	58%
(項) 大学附属病院	615,029,121	22%
(項) 研究所	194,178,051	7%
(項) 産学連携等研究費	76,592,517	3%
(項) 施設整備費	155,077,418	6%
(項) 船舶建造費	762,900	0%
(項) 国債整理基金特別会計へ繰入	112,763,735	4%
(項) 予備費	500,000	0%
合計	2,742,771,875	100%

次に、以上の(項)国立学校の内訳を見ていく(表 12-3)。表からは国立学校管理運営に必要な経費、研究教育等に必要な経費、特殊施設に必要な経費の順に大きく、それぞれ1兆1455億円(72%)、3600億円(23%)、669億円(4%)となっており、これら3費目で全体の99%を占めていることが確認される。

表 12-3 (項) 国立学校内訳（単位：千円）

1 国立学校管理に必要な経費	1,145,530,287	72%
2 研究教育に必要な経費	360,026,934	23%
3 特殊施設に必要な経費	66,938,950	4%
4 学生の厚生補導に必要な経費	5,662,156	0%
5 設備及び施設の更新充実に必要な経費	9,709,806	1%
合計	1,587,868,133	100%

さらに、国立学校管理運営に必要な経費の内訳についてみていく(表 12-4)。表からは人に伴う経費が全体の99%を占めていることが確認される。その一方で、運営費事務費は1%を占めるに過ぎないことが明らかになる。

表 12-4 国立学校管理運営に必要な経費内訳（単位：千円）

(1) 人に伴う経費	1,137,162,757		99%	
ア 人件費		1,133,564,277		99.7%
イ 人当経費		2,796,221		0.2%
ウ 児童手当		739,780		0.1%
エ 委員手当		62,479		0.0%
(2) 運営事務費	8,367,530		1%	
ア 一般管理運営費		5,491,991		65.6%
イ 光熱水料		851,368		10.2%
ウ 燃料費		76,260		0.9%
エ 国立学校事務機械化経費		1,336,259		16.0%
オ 国有資産所在市町村交付金		611,652		7.3%
カ 土地建物借料		0		0.0%
合計	1,145,530,287	1,145,530,287	100%	100%

次に、(項)国立学校の研究教育等に必要な経費の内訳についてみていく(表 12-5)。表からは教育研究基盤校費、特別教育研究経費、用途指定費の額が大きくなっており、それぞれ1899億円(53%)、689億円(19%)、528億円(15%)となっている。以上3費目を合計すると、全体の87%を占めていることが分かる。

表 12-5 研究教育等に必要経費の内訳（単位：千円）

(1) 講師等経費	16,387,226	5%
(2) 教育研究基盤校費	189,855,549	53%
(3) 教官研究等旅費	9,653,690	3%
(4) 特別教育研究経費	68,882,514	19%
(5) 大学開放事業費	457,756	0%
(6) 在外研究員等経費	2,805,039	1%
(7) 外国人教師等経費	6,775,529	2%
(8) 入学試験経費	2,391,208	1%
(9) 学生実習特別経費	2,084,608	1%
(10) 留学生経費	6,827,808	2%
(11) 用途指定費	52,783,452	15%
(12) 研究特別経費	336,250	0%
(13) アイソトープ施設等経費	336,636	0%
(14) 共同利用施設等経費	389,581	0%
(15) 大学改革等調査経費	60,088	0%
合計	360,026,934	100%

最後に、特殊施設に必要な経費の内訳についてみていく（表 12-6）。表からは附属施設等運営費、図書館経費、農場及演習林経費の額が大きくなっており、それぞれ 578 億円（86%）、31 億円（5%）、28 億円（4%）となっている。これらの 3 費目を合わせると、全体の 95% を占めていることが確認される。

表 12-6 特殊施設に必要な経費の内訳（単位：千円）

(1) 図書館経費	3,087,117	5%
(2) 農場及演習林経費	2,775,929	4%
(3) 演習林所在市町村交付金	219,774	0%
(4) 実習船経費	1,555,422	2%
(5) 家畜病院経費	401,138	1%
(6) 実験工場経費	78,543	0%
(7) 附属施設等運営費	57,775,471	86%
(8) 汚水・排水処理施設運営費	1,045,556	2%
合計	66,938,950	100%

さらに、研究教育等に必要経費のうちの主要な費目となっている特別教育研究経費の内訳について見ていく（表 12-7）。教育研究施設管理経費、教育研究特別経費、大学院創造性開発推進経費の額が大きくなっており、それぞれ 230 億円（33%）、218 億円（32%）、110 億円（16%）となっている。これらの 3 費目を合計すると、全体の 81% を占めていることが確認される。なお、教育研究特別経費の細目（表 12-8）については、教育改善推進経費（140 億円、64%）、特定研究経費（51 億円、23%）、教育経費（19 億円、9%）、大学院創造性開発推進経費の細目（表 12-9）については、ティーチング・アシスタント経費（41 億円、37%）、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー経費（31 億円、28%）、教育研究拠点形成支援経費（20 億円、18%）、大学院重点特別経費（16 億円、15%）が大きくなっている。

表 12-7 特別教育研究経費内訳（単位：千円）

(ア) 大学改革推進等経費	1,379,591	2%
(イ) 教養教育改善充実経費	242,391	0%
(ウ) 教育研究活性化推進経費	479,782	1%
(エ) マルチメディア教育推進経費	4,343,098	6%
(オ) 教育研究特別経費	21,763,742	32%
(カ) 大学院創造性開発推進経費	11,041,813	16%
(キ) 研究支援体制充実経費	3,340,093	5%
(ク) 大学教職員研修等経費	306,233	0%
(ケ) メディア教育開発センター経費	1,014,616	1%
(コ) 大学評価・学位授与機構経費	625,846	1%
(セ) 国立学校財務センター経費	104,538	0%
(シ) 地震・火山噴火予知計画事業費	87,163	0%
(ス) 教育研究施設管理経費	22,981,227	33%
(セ) 学校災害共済掛金	186,785	0%
(ソ) 国有特許諸経費	185,766	0%
(タ) 運営諮問会議経費	79,068	0%
(チ) 附属学校教育方法改善等経費	696,540	1%
(ツ) 統合移転等特別経費	24,222	0%
合計	68,882,514	100%

表 12-8 教育研究特別経費内訳（単位：千円）

(1) 特定経費	19,134,995	88%			
特定研究経費			5,056,755	23%	26%
教育改善推進費			13,983,984	64%	73%
高等専門学校教育改善充実費			94,256	0%	0%
(2) 特別経費	2,628,747	12%			
教育経費			1,877,381	9%	71%
研究協力推進・インセンティブ経費			751,366	3%	29%

表 12-9 大学院創造性開発推進経費（単位：千円）

(1) 大学院重点整備経費	3,833,234	35%		
教育研究拠点形成支援経費			2,016,954	18%
大学院重点特別経費			1,635,016	15%
専門大学院形成支援経費			181,264	2%
(2) 大学院充実支援経費	7,208,579	65%		
ティーチング・アシスタント経費			4,069,890	37%
教育研究交流事業費			24,100	0%
ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー経費			3,114,589	28%
合計	11,041,813	100%	11,041,813	100%

以上において、国立学校特別会計の概要とその主要な費目について明らかになった。なお、これらの主要な費目の内容を表 12-10 にまとめておく。

表 12-10 主要費目の内容（単位：千円）

主要費目	主要費目	主要費目	主要費目	内容
1 国立学校管理に必要な経費	(1) 人に伴う経費			人件費（額員基本給等）人当経費、用室手当等を含んだもの。
2 研究教育に必要な経費	(2) 教育研究基礎校費	(3) 教育研究特別経費	特定研究経費	教育研究基礎校費だけでは実施が困難な研究のための補充的経費。
			教育改善推進経費（学長裁量経費）	学長のリーダーシップを発揮し得る環境を整備するため、学長の強いリーダーシップの下に取り進められる教育改善、改善プロジェクト等に必要経費。
	(4) 特別教育研究経費	(3) 教育研究特別経費	教育経費	本経費は定本、学生当精算校費の補充的経費や理工系・医歯系等の実験、実習の補充的経費として措置（7年度・）していたものであり、教育研究基礎校費だけでは実施が困難な学生のための補充的な性格や理工系・医歯系等の実験系の教育に必要な実験、実習の補充的な性格を有するものである。
			教育研究拠点形成支援費	研究者養成を指向する大学院として高い評価をえているものや、高度専門職業人養成に積極的に取り組んでいる大学院について卓越した教育研究拠点として集中的・重点的に支援するための経費。
		(3) 教育研究特別経費	大学院重点特別経費	大学院が今後、世界の第一線に伍した水準の高い教育研究を積極的に展開していくためには、基盤となる創造的な研究の推進やその成果の多様な応用・展開を図り、また創造性豊かな優れた研究者の養成・確保を行うことなど、卓越した教育研究実績をあげることが期待されている大学院研究科に対して、研究科の教育研究活性化の整備・充実に要する経費。
			ティーチング・アシスタント経費 ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー経費	創造性豊かな研究者の養成・確保を行うなど、卓越した教育研究実績をあげることが期待される大学院研究科に対し、ティーチング・アシスタントに要する経費の充実に要するもの経費。 ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーの運営に必要な研究費等と、博士の学位を有する若手研究者が一定期間にわたり研究プロジェクトに従事するために非常勤研究員の充実に要するもの経費。
	(3) 教育研究特別経費	(3) 教育研究施設管理経費	教育研究施設についての維持費、校舎等借料を含んだもの。	
(1) 用途指定費		教育・学術の研究を行政目的とする国立学校の特殊性に最も適合した外部資金の受け入れ制度であって、教育・学術の維持向上の効果を期待できるものである。また、篤志家からの奨学を目的とした資金の受け入れ、交付は専ら奨学に用いられるべきものである。目的の達成に対して経費を発生するため資金を交付するもの。		
3 特殊施設に必要な経費	(1) 図書館経費		図書館維持費、図書館業務合理化経費、図書館特別業務経費等を含んだもの。	
	(2) 農場及演習林経費		農場経費、演習林経費を含んだもの。	
	(3) 附属施設等運営費		附属施設等運営費、研究施設、教育実習施設、全国共同利用施設（国立学校措置法施行規則（昭和39年政令第11号）による附属施設）の維持運営に要する経費、大型設備等の維持運営に要する経費を含むもの。	

3-2 主要費目の配分方式と配分結果

以上に国立学校特別会計の概要と主要費目について見てきたが、以下ではこれらの各費目の資金配分方式についてまとめるとともに、それらに基づく配分結果がどの程度集中的もしくは平準的に配分されているのかについて明らかにする。

3-2-1 主要費目の配分方式

ここで国立大学間での資金配分方式のモデルを提示する（表 12-11）。大学間の資金配分方式は概ね3つの要素の組合せによって決定される。1つは、当該費目が全ての大学に配分される方式か、一部の選ばれた大学のみ配分される方式かという違いである¹。なお、後でも述べるがここでの各費目ごとの配分対象校の決定は文部科学省内での検討を通じて行われるものであり、その決定プロセスは非常に不透明なものであることが指摘されなければならない。2つ目は、それらが外形基準方式をとるか、定額方式をとるかである。ここでいう外形基準方式とは、各大学に共通な客観的基準（例：学生数、教職員数、校舎面積等）に一定の単価をかけることによって配分額が決定される方式である。その一方で、それらの基準にかかわらず一定額が配分される方式をここでは定額方式とする。そして3点目として、上記にあげた単価もしくは額が、全大学において共通な方式と大学属性等によって単価の額が異なるものである。ここにおいても、大学によって異なる単価額の設定根拠、また異なる単価が当てはめられる大学の決定は文部科学省内における検討を経てなされるが、その決定プロセスは、不明瞭な状況にあることが指摘されなければならない。

以上の3つの方式の組合せによって、下記の8つのタイプに資金配分方式を分類し²、これに基づいて主要費目を分類すると表 12-11 のようになる。なお、附属施設等運営費についてはデータの制約上資金配分方式の分類が行えなかった。

表 12-11 資金配分方式類型と該当費目

資金配分方式の類型				該当費目	
配分対象非限定	外形基準方式 (単価×数量)	単価一定	型	人に伴う経費*1、特定研究経費*2、教育経費	
		単価変動	型	教育研究基盤校費、教育研究施設管理経費*3、図書館経費*4、農場演習林経費*5	
	定額方式	額一定	型		
		額変動	型	教育改善推進経費	
配分対象限定	外形基準方式 (単価×数量)	単価一定	型	ティーチング・アシスタント経費	
		単価変動	型		
	定額方式	額一定	型	教育研究拠点形成支援費	
		額変動	型	ベンチャー・ビジネスラボラトリー経費、大学院重点特別経費、用途指定費*6	

*1:最大費目である人件費のうち職員基本給に基づいて分類した。
 *2:最大費目である一般研究分に基づいて分類した。
 *3:最大費目である保守等委託経費の受変電・通信・空調設備に基づいて分類した。
 *4:最大経費である図書館維持費に基づいて分類した。
 *5:最大費目である演習林経費の一般事業費(目)校費に基づいて分類した。
 *6:用途指定費は文部科学省によって資金配分が決定されるわけではない。

3-2-2 主要費目の配分結果

次に、上記の配分方式に基づく大学間の資金配分の集中度についてジニ係数を用いてみていくこととする(表 12-12)。また、ここでは参考に上記の主要指標に含めて資金配分の集中度の比較参照のために科学研究費補助金についてもとりあげる。なお、教育経費についてはデータの制約によりジニ係数の算出が行えなかった。

表 12-12 主要費目の配分結果の集中度

配分類型	型	型	型	参考	型	型	型	型	型	型	型	型	型	型
費目名	農場演習林	教育研究拠点形成支援費	大学院重点特別経費	科学研究費補助金	ベンチャー・ビジネスラボラトリー経費	ティーチング・アシスタント経費	用途指定費	図書館経費	教育研究基盤校費	教育研究施設管理経費(業務委託及び保守等経費)	特定研究経費(一般分)*1	人に伴う経費*2(職員基本給)	教育改善推進経費(学長裁量経費)	
ジニ係数	0.92	0.91	0.79	0.75	0.68	0.63	0.62	0.57	0.51	0.49	0.47	0.46	0.36	

*1:特定研究経費(一般分)については各大学の学部数に一定の単価をかける形で推計した値に基づいてジニ係数を算出した。
 *2:人に伴う経費に関しては職員基本給に基づいてジニ係数を算出した。

ここで 型に分類される人に伴う経費を基準とすると、同じ 型に分類される特定研究経費はほとんど資金配分の集中度に差はなく、 型に分類される教育研究基盤校費や図書館経費はそれより若干集中度の高い形で配分されていることが確認される。また、その一方で 型に分類されるティーチング・アシスタント経費や 型に分類される教育研究拠点形成支援費や 型に分類されるベンチャー・ビジネス・ラボラトリー経費、大学院重点特別経費、用途指定費は一様に、集中的に配分されていることがわかる。しかしながら、 型に分類される教育改善推進経費(学長裁量経費)は 型の教育研究基盤校費、 型の人に伴う経費、特定研究経費などよりも平準的な形で配分されている事があらたに判明した。なお、 型に分類される農場演習林経費の集中度が最も高いのは、配分対象となる施設等がそもそも少ないことによるものである。

以上から、下記3点が明らかになった。(1) 主要な費目としてとりあげた経費のうちでも、より大きなウェイトを占める人に伴う経費や教育研究基盤校費は、相対的に平準的な形で配分されているものの、特別教育研究経費内の教育研究拠点形成支援費、大学院重点特別経費、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー経費、ティーチング・アシスタント経費は一様に、集中度の高い形で配分されていることが明らかになった。(2) またその一方で、特別教育研究経費の中には教育改善推進経費や特定研究経費、教育研究施設管理経費のように、人に伴う経費や教育研究基盤校費と同様もしくはより平準的に配分されて経費が存在していることが確認された。(3) また、政

策的に配分される教育研究拠点形成支援費や大学院重点特別経費の方が、研究者のピアレビューによる科学研究費補助金や市場による評価結果として理解しうる用途指定費よりも、より集中度の高い形で配分されていることが明らかになった。

4. 法人化後の資金配分

本節では、法人化後の資金配分についてみていくこととする。

4-1 国立大学法人(仮称)運営費交付金の概要

国立大学法人(仮称)の運営費交付金算定ルール案では、

「国立大学法人(仮称)における多種多様な教育研究活動等の実施に伴い必要となる事業費については、従来の国立学校特別会計予算の構造も考慮し、・・・、それぞれの区分ごとに算定ルールを設けて積算する」

ことが述べられており、次のような形で標準運営費交付金と特定運営費交付金が定義されている。

「これらの事業費については、各大学に共通した客観的指標に基づき算定される場合と、各大学の規模や地域等の事情により、個別に積算しなければならないものがあり、前者については「標準運営費交付金」において積算し、後者においては「特定運営費交付金」で積算することとする。」

以上の標準運営費交付金と特定運営費交付金の更なる内訳は次のようになっている。標準運営費交付金には、管理運営に必要な経費、学部・大学院学生等の教育に必要な経費、研究に必要な経費、学生支援に必要な経費が含まれており、特定運営費交付金には、管理運営に必要な経費、特別事業に必要な経費、附属病院の運営費等に必要な経費、附置研究所の運営等に必要な経費、附属施設の運営等に必要な経費が含まれている。なお以下では前節において分析を(項)国立学校に焦点を絞っていることとあわせて、特定運営費交付金については分析から除くこととする。

4-2 運営費交付金算定ルール

次に、運営費交付金の算定ルールについて明らかにする。ただし、前項で標準運営費交付金・特定運営費交付金と呼んでいるものは正確には、標準運営費交付金対象事業費()・特定運営費交付金対象事業費()であるという点には注意が必要である(表 12-13)。実際に各大学に配分される標準運営費交付金・特定運営費交付金は、以下の形で求められるものとなる。

標準運営費交付金

$$= \text{標準運営費交付金対象事業費()} - \text{標準運営費交付金対象事業収入()}$$

特定運営費交付金

$$= \text{特定運営費交付金対象事業費()} - \text{特定運営費交付金対象事業収入()}$$

表12-13 法人化後の運営費交付金対象事業費・収入・交付金の関係整理

II 標準運営費交付金対象収入 (1)入学科収入 (2)授業料収入 (3)宿舍料収入 (4)学生宿舍料収入	①管理運営に必要な経費 毎事業年度の管理運営部門の常勤職員に係る人件費 毎事業年度の管理運営経費 ②学部・大学院学生等の教育に必要な経費 毎事業年度の学部・大学院学生等の教育に必要な常勤職員に係る人件費 毎事業年度の学部・大学院学生等の教育に必要な事業費 ③研究に必要な経費 毎事業年度の標準教員に係る基盤的な研究経費 ④学生支援に必要な経費 毎事業年度の学生支援費	
I 標準運営費交付金対象事業費 標準運営費交付金	①管理運営に必要な経費 毎事業年度の管理運営部門の常勤職員に係る人件費 毎事業年度の管理運営経費 ②特別事業に必要な経費 (1)特別教員経費 毎事業年度の特別教員の人件費 毎事業年度の特別教員の基盤的な研究費 (2)入学試験経費 毎事業年度の入学試験経費 (3)特別設備 毎事業年度の特別設備備費 (4)特別奨励経費 毎事業年度の特別奨励経費 ③附属病院の運営等に必要経費 ④附置研究所の運営等に必要経費 ⑤附属施設等の運営等に必要経費(農場、演習林、畜畜病院、船舶含む) (1)全国共同利用施設 (2)学内共同利用施設 (3)学部・研究科附属施設 等	
IV 特定運営費交付金対象収入 (管理運営及び特別事業に必要な経費該当分) (1)入学検定料収入 (2)その他の事業収入	III 特定運営費交付金対象事業費 (管理運営及び特別事業に必要な経費該当分)	
VI 特定運営費交付金対象収入 (附属病院・附置研究所・附属施設等の運営等に必要経費該当分) 特定運営費交付金1 (管理運営及び特別事業に必要な経費該当分) 特定運営費交付金2 (附属病院・附置研究所・附属施設等の運営等に必要経費該当分)	V 特定運営費交付金対象事業費 (附属病院・附置研究所・附属施設等の運営等に必要経費該当分)	

それでは次に、個々の標準・特定運営費交付金対象事業費がどのように算定されるかについてみていくこととする(表 12-14)³。ここから個々の対象事業費の算定方式が明らかになるが、これを用途別の対象事業費がどの様に決定されるのかという観点からまとめ直すこととする。

1. 管理運営に必要な経費()のうち常勤職員に係る人件費($P1(y)+Pア(y)$)

大まかに言えば、標準分($P1(y)$:各大学に共通した客観的指標により算出した員数に係る人件費)に特定分($Pア(y)$:各大学の常勤職員の定員から、標準分において算定する員数および欠員数を控除した員数にかかる人件費)を足し合わせた額であるので、各大学の定員分の人件費は従来どおり確保されることが期待される。しかしながら、特定分における特別調整額の設定によっては、標準分以上の職員定員が削減対象となる可能性が存在することを指摘しなければならない。また、これに加えて、人件費調整係数がかけられており、これにより人件費の圧縮等が生じる可能性も否定できないであろう。

2. 管理運営に必要な経費()のうち管理運営経費($R1(y)+Rア(y)$)

大まかに言えば、標準分($R1(y)$:各大学に共通する主な管理運営業務について、大学の規模等による客観的な指標により額を算出)に特定分($Rア(y)$:前年度実績における管理運営経費から標準分で算定する額を控除した額)さらに特殊業務経費(特殊な要因により必要な経費)を足し合わせた額であるので、こちらも人件費同様に、新方式の下での資金配分額が従来の実績額と大きく異なる可能性は少ないものと考えられる。また、当該年度における特殊な支出にも対応が可能な設計となっている。しかしながら、業務政策係数の設定の仕方によっては、管理運営経費の減額が生じる可能性は否定できない。

3. 学部・大学院学生等の教育に必要な経費・特別事業に必要な経費()のうち常勤職員に係る人件費・特別教員の人件費($P2(y)+Pイ(y)$)

大まかに言えば、教育に必要な常勤職員に係る人件費($P2(y)$:各大学に共通した客観的指標により算出した員数に係る人件費)に特別教員の人件費($Pイ(y)$:各大学の教員定数から、標準分において算定する員数及び欠員数を控除した員数に係る人件費)を足し合わせたものであるから、各大学の定員分の教員人件費は確保されることになる。ただし、人件費調整係数がかけられており、これにより人件費の圧縮等が生じる可能性は否定できないであろう。また特別教員分については、標準分以上の常勤職員とは異なり、特別調整額がかかっていない点には注意が必要である。

4. 学部・大学院学生等の教育に必要な経費()のうち教育に必要な事業費($R2(y)$)

学種別学生収容定員に各大学に共通した単価を乗じ額を算出する。仮にこれが平成 11 年度まで行われていた旧学生当積算校費(以下「学生当校費」とする)に該当するものであり、従来の単価にもとづいて計算されるとしたら、各大学の実績額との齟齬が大きく生じることはないであろう。しかしながら、上記とは全く別に学生当単価を設定すると、現在の実績額と今後の配分額が大きく異なる可能性が指摘されなければならない。また、業務政策係数がかけられていることから、これらの額が圧縮される可能性が存在することは否定できない。

5. 研究に必要な経費・特別事業に必要な経費()のうち標準教員に係る基盤的な研

究費・特別教員の基盤的な研究費 ($R3(y) + Rイ(y)$)

大まかに言えば、標準教員に係る基盤的な研究費 ($R3(y)$: 標準教員数に各大学に共通した単価を乗じ額を算出) に特別教員の基盤的な研究費 ($Rイ(y)$: 各大学の教員定員から、標準分において算定する員数及び欠員数を控除した員数に、標準運営費交付金と同一単価を乗じたもの⁴) を合計することにより算出される。仮にこれが平成 11 年度まで行われていた旧教官当積算校費 (以下「教官当校費」とする) に該当するものであり、従来の単価にもとづいて計算されたとしたら、各大学の実績額との齟齬が大きく生じることはないであろう。しかしながら、上記とは全く別に教官当単価を設定すると、現在の実績額と今後の配分額が大きく異なる可能性が指摘されなければならない。また、業務政策係数がかけられていることから、これらの額が圧縮される可能性が存在することは否定できない。

6. 学生支援に必要な経費 () のうち学生支援費 ($R4(y)$)

学種別収容定員に各大学に共通した単価を乗じ算出されるが、こちらについては従来から存在する各種の学生支援費 (医員手当、厚生補導費など) が必ずしも学生数ベースによる外形基準方式によるものではないことから、新配分方式による配分結果と実績額とのズレが生じる可能性が存在する。また、業務政策係数がかけられていることから、これらの額が圧縮される可能性が存在することは否定できない。

7. 特別事業に必要な経費 () のうち入学試験経費 ($Rウ(y)$)

前年度における事業費に特殊業務経費を足すことにより算出されるので、現在の実績額から大きく変化することなく、逆に特殊な要因によって経費が必要となる場合は、特殊業務経費が措置される。このことから、当該年度における特殊な支出にも対応可能な設計となっている。ただし、業務政策係数がかけられていることから、これらの額が圧縮される可能性が存在することは否定できない。

8. 特別事業に必要な経費 () のうち特別設備費 ($R工(y)$)

建物新営に伴う設備費や教育・研究に必要な特別設備費は、各事業年度の予算編成過程において具体的に決定される。これについてはその配分方針が明確でないために、今後どのように配分されるかは必ずしも明らかではない。

9. 特別事業に必要な経費 () のうち特別奨励経費 ($Rオ(y)$)

地域貢献活動の奨励や教養教育の充実に向けたプログラムなど、各大学の特色ある事業毎に各年度の予算編成過程において当該経費を具体的に決定される。これらについてもその配分方針が明確でないために、今後どのように配分されるかは必ずしも明らかでない。

表12-14 標準・特定運営費交付金対象事業費の算出方法

I 標準運営費交付金対象事業費	①管理運営に必要な経費		$P1(y) = P1(x) \times \sigma$
	常勤職員に係る人件費: P1(y)	P1(x)	各大学に共通した客観的指標(学生数、教員数等)により策定(…検討中)により算出した員数に係る人件費。(役員含む) 人件費調整係数:各事業年度の予算編成過程において、給与与給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
	管理運営経費: R1(y)	R1(x)	各大学に共通する主な管理運営業務について、大学の規模(建物面積、組織数、学生数、職員数等)等による客観的な指標により額を算出。 消費者物価指数:各事業年度の予算編成過程において、当該年度における具体的な係数値を決定。 業務政策係数:各事業年度の予算編成過程において、当該年度の具体的な係数値を決定。
		σ	
		β	
		γ	
		$R1(y) = R1(x) \times \beta \times \gamma$	
	②学部・大学院学生等の教育に必要な経費		$P2(y) = P2(x) \times \sigma$
	常勤職員に係る人件費: P2(y)	P2(x)	各大学に共通した客観的指標(設置基準等を基に学生の教育に必要となる教員数を標準教員として算定し、併せて、学種別学生数、標準教員数、部局数等)により職員数を算定(…検討中)により策定した員数に係る人件費。 人件費調整係数:各事業年度の予算編成過程において、給与与給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
	教育に必要な事業費: R2(y)	R2(x)	学種別学生収容定員に各大学に共通した単価(学種別、分野別…検討中)を乗じ額を算出 消費者物価指数 業務政策係数
		σ	
		β	
	γ		
	$R2(y) = R2(x) \times \beta \times \gamma$		
③研究に必要な経費		$R3(y) = R3(x) \times \beta \times \gamma$	
標準教員に係る基礎的な研究費: R3(y)	R3(x)	標準教員数に各大学に共通した単価(分野別…検討中)を乗じ額を算出。 消費者物価指数 業務政策係数	
	β		
	γ		
④学生支援に必要な経費		$R4(y) = R4(x) \times \beta \times \gamma$	
学生支援費: R4(y)	R4(x)	学種別学生収容定員に各大学に共通した単価(学種別、分野別…検討中)を乗じ額を算出。 消費者物価指数 業務政策係数	
	β		
	γ		
	$R4(y) = R4(x) \times \beta \times \gamma$		
III 特定運営費交付金対象事業費 (管理運営及び特別事業に必要な経費該当)	①管理運営に必要な経費		$P7(y) = [P7(x) + P(y)] \times \sigma$
	常勤職員に係る人件費: P7(y)	P7(x)	各大学の管理部門における常勤職員の定員(特定運営費交付金で個別に積算する附属病院、附置研究所及び附属施設の職員は除く)から、標準運営費交付金において算定する員数及び欠員数を控除した員数に係る人件費。 人件費調整係数
	管理運営経費: R7(y)	R7(x)	各大学における前年度実績における管理運営経費(特定運営費交付金で個別に積算する附属病院、附置研究所、附属施設は除く)から、標準運営費交付金で算定する額を控除した額。 特殊業務経費:特殊な要因により必要となる経費については、各事業年度の予算編成過程において当該経費を具体的に決定。 $\epsilon A(y-1)$ は直前の事業年度における $\epsilon A(y)$ 。 消費者物価指数 業務政策係数
		P(y)	前年度の人件費を勘案した特別調整額
		σ	
		β	
		γ	
		$R7(y) = [R7(x) - \epsilon A(y-1)] \times \beta \times \gamma + \epsilon A(y)$	
	②特別事業に必要な経費		
	(1)特別教員経費		$P1(y) = P1(x) \times \sigma$
	特別教員の人件費: P1(y)	P1(x)	各大学の教員定員(特定運営費交付金で個別に積算する附属病院、附置研究所及び附属施設の教員は除く)から、標準運営費交付金において算定する員数及び欠員数を控除した員数に係る人件費及び外国人教師を含む非常勤講師の人件費。 人件費調整係数
	特別教員の基礎的な研究費: R1(y)	R1(x)	各大学の教員定員(特定運営費交付金で個別に積算する附属病院、附置研究所及び附属施設の教員は除く)から、標準運営費交付金において算定する員数を控除した員数に、標準運営費交付金と同一の単価を乗じ額を算出。客員教員分についても単価を乗じて算出。 消費者物価指数 業務政策係数
	σ		
	β		
	γ		
	$R1(y) = R1(x) \times \beta \times \gamma$		
(2)入学試験経費: Rウ(y)	Rウ(y-1)	直前の事業年度における入学試験経費 特殊業務経費 消費者物価指数 業務政策係数	
	$\epsilon U(y)$		
	β		
	γ		
	$Rウ(y) = [Rウ(y-1) - \epsilon U(y-1)] \times \beta \times \gamma + \epsilon U(y)$		
(3)特別設備費: Rエ(y)	Rエ(y)	$Rエ(y) = \epsilon E(y)$ 建物新築に伴う設備費や教育・研究に必要な特別設備費、各事業年度の予算編成過程において当該経費を具体的に決定。 $Rオ(y) = \epsilon O(x)$	
	$\epsilon E(y)$		
(4)特別奨励経費: Rオ(y)	Rオ(x)	地域貢献活動の奨励や教養教育の充実に向けたプログラムなど、各大学の特色ある事業毎に各年度の予算編成過程において当該経費を具体的に決定。	
	$\epsilon O(x)$		

5. 法人化前後での資金配分の対応と変容

5-1 法人化前後の対応

法人化前の(項)国立学校と法人化後の標準運営費交付金と特定運営費交付金の各項目との対応(表 12-15)は以下のようなものになると予想される。しかしながら、前節で引用した運営費交付金算定ルール(案)に見られる文部科学省の方針と国立学校特別会計の概要からも上記の対応には一定程度の妥当性が存在するものと考えられる。以下はこれらの対応関係を前提として分析を進める。なお、ここで上表はあくまで筆者の予想にもとづくものであることを再度ここで確認しておく。

表からは以下の3点が明らかになる。(1)(項)国立学校、(項)大学附属病院、(項)研究所の区分が運営費交付金方式の以降においても継続されるであろうこと。(2)(項)国立学校内の一部(特殊施設に必要な経費等)が、附属施設の運営等に必要な経費として区分され継承されるであろうこと。(3)国立学校管理運営に必要な経費、研究教育等に必要な経費、学生の厚生補導に必要な経費に対応したものと考えられる運営費交付金の区分が新配分方式においても設けられていることなどが明らかになった。

以上からは、新配分方式への移行に際して、全般的には従来の配分方式の枠組みが形を変えながらもほぼ踏襲される形となっていることが明らかになる。

なお表 12-15 において注目すべき点は、特別教育研究経費と特別奨励経費の対応である。特別奨励経費の存在は、国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議による『新しい「国立大学法人」像について』においては、全くふれられていなかった。この特別奨励経費は、上記において述べた文部科学省の裁量的経費の主要な要素である特別教育研究経費の残存を意味している。

表12-15 法人化前後の費目の対応整理表

法人化後の予算項目(案)		対応	法人化前の予算項目	所属
標準運営費交付金	①管理運営に必要な経費 毎事業年度の管理運営部門の常勤職員に係る人件費 毎事業年度の管理運営経費	⇔	1. 国立学校管理に必要な経費 (1) 人に伴う経費 (2) 運営事務費	(項)国立学校
	②学部・大学院学生等の教育に必要な経費 毎事業年度の学部・大学院学生等の教育に係る人件費 毎事業年度の学部・大学院学生等の教育に必要な経費	⇔	1. 国立学校管理に必要な経費&2. 研究教育に必要な経費 (1) 人に伴う経費 (2) 教育研究基礎校費	
	③研究に必要な経費 毎事業年度の標準教員に係る基礎的な研究経費	⇔	2. 研究教育に必要な経費 (2) 教育研究基礎校費 (3) 教官研究等旅費 (9) 学生実習特別経費 (10) 留学生経費	
	④学生支援に必要な経費 毎事業年度の学生支援費	⇔	1. 国立学校管理に必要な経費 (1) 人に伴う経費 (2) 運営事務費	
	⑤管理運営に必要な経費 毎事業年度の管理運営部門の常勤職員に係る人件費 毎事業年度の管理運営経費	⇔	1. 国立学校管理に必要な経費 & 2. 研究教育に必要な経費 & 5. 設備及び施設の更新充実に必要な経費 1. 国立学校管理に必要な経費 & 2. 研究教育に必要な経費	
	⑥特別事業に必要な経費 (1)特別教員経費 毎事業年度の特別教員の人件費	⇔	(1) 人に伴う経費 (1) 講師等経費 (6) 在外研究員等旅費 (7) 外国人教員等経費 (2) 教育研究基礎校費 (3) 教官研究等旅費	
	(2)入学試験経費 毎事業年度の入学試験経費	⇔	2. 研究教育に必要な経費 (9) 入学試験経費	
	(3)特別試験備費 毎事業年度の特別試験備費	⇔	5. 設備及び施設の更新充実に必要な経費	
	(4)特別奨励経費 毎事業年度の特別奨励経費	⇔	(4) 特別教育研究経費 (5) 大学開放事業費	
	⑦附属病院の運営等に必要な経費 ⑧附属研究所の運営等に必要な経費 ⑨附属施設の運営等に必要な経費(農場・演習林・家畜病院・船舶含む) (1)全国共同利用施設 (2)学内共同利用施設 (3)学部・研究科附属施設 等	⇔	2. 研究教育に必要な経費 (12) 研究特別経費 (13) アイソトープ施設等経費 (14) 共同利用施設等経費 3. 特殊施設に必要な経費	
特定運営費交付金				

5-2 法人化前後での変容

「21世紀COEプログラム」は平成14年度予算として182億円新規に計上されている。しかしながら、その一方で平成14年度において、特別教育研究経費の教育研究特別経費のうち一般研究が前年度限りの経費（-50億円）、大学院創造性開発推進経費のうち（教育研究拠点形成支援経費、大学院重点特別経費、特別研究学生経費）が前年度限りの経費（-37億円）、研究支援体制充実経費のうち競争的研究支援経費が前年度限りの経費（競争的研究支援経費）となるなどの形でCOEに振り替えられていると考えられる。

また平成15年度に予定されている「特色ある大学教育支援プログラム」（教育版COE）に対して新規に13億円が計上されている。しかしながら、これについても特別教育研究経費内の大学改革推進等経費のうち（大学改革推進等経費（14億円）、理工系教育推進経費（2億円）、ものづくり教育推進経費（1億円））や教養教育改善充実経費（2億円）などが取りまとめられ、「特色ある大学教育支援プログラム」（教育版COE）などに振り替えることによってもたらされるものと予想される。

以上から、法人化前後の資金配分方式の変容過程において、3節において明らかになった文部科学省の裁量が強く働き、配分決定過程が不透明でかつ集中度の高い形で配分されていた特別教育研究経費の一部が、「21世紀COEプログラム」や「特色ある大学教育支援プログラム」などの形をとり、一部外部化されてきていることがわかる。と同時に、特別奨励経費の存在は、大学間での資源配分の方法が不明瞭でかつ、文部科学省の裁量が働きやすい経費が今後も維持されることを示唆している。

6 法人化後の資金配分のシュミレーション

前節までの分析により、主要費目でかつ法人化により大学間の資金配分結果が現在の実績額と比較して大きく変化する可能性が存在するのが、「学部・大学院生学生等の教育に必要な事業費」と「標準教員・特別教員の基盤的な研究費」であることがわかった。これらは現在の国立学校特別会計の教育研究基盤校費と教官研究等旅費に該当するものとして以下の分析を進める。また、この教育研究基盤校費は平成11年度までの学生当校費と教官当校費が組替えられたものである⁵。

ここで、前者については学種別・分野別の学生数データが『学校基本調査』（平成10年度）によって得られるが、後者については分野別の教官数がデータの制約上得られない⁶。このため、前者についてのみシュミレーションを行うこととする。具体的には平成10年度時点で各大学の学種別・分野別の学生数に一定の学種・分野別単価をかけることにより算出した推計配分額と平成10年度時点での学生当校費の配分実績額との誤差が最も少なくなるような学種別・分野別単価を線計画法によって求める。そのうえで、この単価に基づく各大学の推計配分額を算定し、配分実績額との誤差率（＝（推計配分額－配分実績額）／配分実績額）がどのような値になるかについて検討する。以上から新配分方式への移行に伴って生じる誤差の最も小さい単価が算出されるとともに、その場合における各大学への影響が明らかになる。

なお、ここで学種別としては、大学院（博士課程等）、大学院（修士課程等）、学部の三つを、分野別としては、学校基本調査の学科系統分類表の大分類（人文科学、社会科学、理学、工学、農学、保健、商船、家政、教育、芸術、その他）を利用した。ただし、保健は医学・歯学系と薬学・看護系にさらに分類したので、この結果 12 分野を想定⁷している。

以上を別の形で表現しものが、次の一連の数式となる。

$$S_{ijk} \times UC_{jk} = TC_{1ijk} \quad (1)$$

S_{ijk} : i 大学、 j 学種、 k 分野の学生数

UC_{jk} : j 学種、 k 分野の学生 1 人あたり教育単価の推計額

TC_{1ijk} : i 大学、 j 学種、 k 分野の教育に必要な事業費の推計額

$$TC_{1i} = \sum_j^m \sum_k^n TC_{1ijk} \quad (2)$$

TC_{1i} : i 大学の教育に必要な事業費の推計額

次に、 i 大学における学生当校費の配分実績額を TC_{2i} とする。

ここで、 $TC_{1i} \geq TC_{2i}$ (3) とし、

学種・分野別の学生一人あたり教育単価として、次の条件を加えた。

UC (学・人文) UC (学・社会) UC (学・その他) UC (学・家政) UC (学・教育) UC (学・芸術)
UC (学・理学) UC (学・農学) UC (学・商船) UC (学・工学) UC (学・薬看) UC (学・
医歯) ~ (4)

UC (修・人文) UC (修・社会) UC (修・その他) UC (修・家政) UC (修・教育) UC (修・芸術)
UC (修・理学) UC (修・農学) UC (修・商船) UC (修・工学) UC (修・薬看) UC (修・
医歯) ~ (5)

UC (博・人文) UC (博・社会) UC (博・その他) UC (博・家政) UC (博・教育) UC (博・芸術)
UC (博・理学) UC (博・農学) UC (博・商船) UC (博・工学) UC (博・薬看) UC (博・
医歯) ~ (6)

UC (学・人文) UC (修・人文) * 0.26777⁸ ~ (7)

UC (修・人文) UC (博・人文) * 0.69871⁹ ~ (8)

以上の制約条件のもとで、下記の目的関数を最小化する学種、分野別の学生一人あたり教育単価を線形計画法によって求めた。

$$f(i) = \sum_i^{99} TC_{1i} - TC_{2i} \quad (9)$$

これらの学種・分野別の学生一人あたり教育単価をまとめたものが、表 12-16 である。また、これらの教育単価に基づいて各大学¹⁰の誤差率を求めたものが図 12-3 である。以上からは、誤差率については、相対的に旧専門（工）、新設大（工）、旧専門（農）、旧専門（船）において誤差率の値が大きくなっており、その一方で、旧専門（教）や新設（教）さらには大学院大学で誤差率が小さくなる傾向が存在する。また、平均的には 37% と決して小さいとはいえない誤差が

生じていることが明らかになった。

表 12-16 線形計画法による学生当校費推計単価

学部		修士課程		博士課程	
分野	単価	分野	単価	分野	単価
人文	45,946	人文	171,585	人文	245,574
社会	45,946	社会	171,585	社会	245,574
その他	45,946	その他	171,585	その他	245,574
家政	45,946	家政	171,585	家政	245,574
教育	79,927	教育	189,597	教育	245,574
芸術	79,927	芸術	189,597	芸術	245,574
理学	79,927	理学	189,597	理学	245,574
農学	79,927	農学	189,597	農学	245,574
薬学	79,927	薬学	189,597	薬学	245,574
工学	79,927	工学	189,597	工学	245,574
商船	79,927	商船	189,597	商船	245,574
医歯	79,927	医歯	189,597	医歯	245,574

それではなぜこのような誤差が生じるのだろうか。このことについて、従来の学生当校費の算定方法を明らかにすることにより検討することとする。まず、学生当校費についてであるが、推計を行った平成10年度についてみると、学生当校費は表12-17のような単価に当該学生・院生数をかけることによって各大学の学生当校費が計上されている。ここからは学生当単価は各大学において共通であり、かつ大学院においては、文科・理科・医科・教育の4分類、大学（学部）においては文科、理科、医科、教育、共通の5分類が取られている。

表 12-17 学生当校費の積算単価（平成10年度）¹¹

大学院	博士課程	文科	155,000
		理科	285,300
		医科	285,300
		教育	241,900
	修士課程	文科	108,300
		理科	199,600
		医科	199,600
		教育	169,200
大学	文科	29,000	
	理科	57,800	
	医科	62,700	
	教育	48,300	
	共通	41,700	

上記から指摘されるべき点として、2点あげられる。まず、大学院4分類、学部5分類と本分析で使用した12分類のズレによって生じる誤差について指摘しなければならない¹²。次に2点目として、今回の分析では、12分類を想定しこれに制約条件（式（4）～（8））により、従来のカテゴリー（文科、理科、医科、教育等）の中でさらに単価の大小が生じている。このことにより、従来の学生当校費の算出においては、同じ文科100名分の学生当校費であったものが、配分方式の変更後においては、ある大学は従来通り文学関係100名であっても、別の大学では文学関係50名、経済関係50名という学生数の計算になり、制約条件に基づき後者の大学は従来の学生当校費以上の額を獲得することになるなどの状況が生じうる点が指摘されなければならない。上記の例でいえば、従来は理科の中に含まれていた旧専門（工）、新設大（工）、旧専門（農）、旧専門（船）が、上記のような制約条件の下で誤差率が高くなっていることはその典型的な例といえる。逆に従来から教育というカテゴリーが設定されている旧専門（教）や新設（教）においてその誤差が小さくなることも上記の第二の説明に適合する。

上記の説明はあくまで誤差が生じる可能性についての言及であって、それらの誤差の生じる原因を確定できたわけではない。しかしながら、新配分方式の採用にあたって、従来の分野区分と新配分方式の分野区分、同時に学種別のウェイトの置き方によっては、今後の配分額と従来の配分実績額との間に大きな変動が生じる可能性が存在することをここで指摘しておく。

また、データの制約の関係で、学生当校費のようなシュミレーションは行えないが、従来の教官当校費の算出方法についてみてみると（表12-18）、こちらは職階別に見ても、大学類型（講座制、修士講座制、学科目制等）によって教官1人あたりの単価に大きな違いが存在していることがわかる。講座外の講座制と学科目制を比較すると職階にかかわらずその差は2倍弱存在することがわかる。このような形で配分していた教官当校費を、研究に必要な経費の標準・特別教員

に係る基盤的な研究費の算定においては、「各大学に共通した単価を乗じて算出」することが明記されている。このことから、研究に必要な事業費に関しては、上記で見た学生当校費以上の配分推計額と配分実績額との乖離を生じさせる可能性が存在することが指摘されなければならない。そしてこのことは従来の講座制の大学等における基盤的な研究費の減少をもたらす可能性が高いものと思われる。

表 12-18 教官当校費の積算単価¹³

	教授			助教授			講師			助手		
	非実験	実験	臨床									
講座制	2,067,000	8,086,000	8,776,000	2,067,000	8,086,000	8,776,000	2,067,000	8,086,000	8,776,000	2,067,000	8,086,000	8,776,000
修士講座制	682,000	2,448,000		365,000	1,459,000		275,000	889,000		180,000	390,000	
学科目制	616,000	2,100,000		335,000	1,261,000		240,000	758,000		180,000	333,000	
講座外	講座制	1,103,000	4,197,000		610,000	2,509,000		365,000	1,515,000		315,000	682,000
	修士講座制	682,000	2,448,000		365,000	1,459,000		275,000	889,000		180,000	390,000
	学科目制	616,000	2,100,000		335,000	1,261,000		240,000	758,000		180,000	333,000

7. まとめ

7-1 知見の整理

以下に本分析から得られた主要な5つの知見について整理する。(1)現在の資金配分方式において主要な費目であるティーチング・アシスタント経費、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー経費、教育研究拠点形成支援費や大学院重点特別経費は、資金配分方式の類型として 型、型、型に分類され、科学研究費補助金と同様もしくはそれ以上に集中度の高い形で資金配分がなされていることが明らかになった。(2)法人化後の資金配分方式において、基本的には法人化以前の資金配分状況に大きな変動が生じないように制度が設計されていることが明らかになった。(3)法人化後の資金配分方式への変容プロセスにおいて、特別教育研究経費における一部費目が「21世紀COEプログラム」や「特色ある大学教育支援プログラム」(教育版COE)として外部化される一方で、法人化後も文部科学省の裁量性の高い特別教育研究経費の一部経費が特別奨励経費の形で維持されるであろうことが明らかになった。(4)「学部・大学院学生等の教育に必要な事業費」に該当するものとして、学生当校費分を想定してシュミレーションを行った結果、従来の配分額と今後の配分額に大きなズレが生じる可能性が明らかになった。(5)また、データの制約から「標準・特別教員の基盤的研究費」についてのシュミレーションは行えなかったが、教官当単価が学校類型により異なっていることから、新配分方式の移行(「各大学に共通の単価を乗じ額を算出」)に伴う配分金額の変動は、「学部・大学院学生等の教育に必要な事業費」よりも大きくなる可能性が指摘されなければならない¹⁴。より具体的には、従来の講座制の大学等における基盤的な研究費の減少をもたらす可能性が高いものと思われる。以上の(4)(5)に関しては、資金配分方式の変容プロセスで導入されている研究・教育版COE経費などよりも、質的(基盤的教育研究のための経費であること)にも量的(研究・教育版COEよりもこれらはその額がはるかに大きい)にもはるかに大きな問題を生じさせる可能性があることには特に注意が必要である。

7-2 研究の限界と今後の課題

本分析は限られた関係資料に基づいたものであり、さらにシュミレーションについては筆者の現在の資金配分方式と法人化後の配分方式の対応に関する予想に基づいたものであるという限

界を有する。しかしながら、これはデータの制約によるものであり、現時点では回避不可能な問題である。この点については、あらたな関係資料の公開を待ち、それらをふまえてシミュレーションを精緻化していくことを今後の課題とする。なお、本稿は

<注>

- 1 ここでは、農場及演習林経費のように経費の対象（農場、演習林）が大学にないことによって配分がなされない場合は、配分対象の限定とはしない。
- 2 しかしながら、もちろん、下記の分類はあくまでモデルであって、すべての型の資金配分がなされているということを必ずしも意味しない。
- 3 標準・特定運営費交付金対象事業収入の算出方法は以下にまとめたとおりである。

標準・特定運営費交付金対象収入の算出方法		
標準運営費交付金対象収入	① 入学料収入	$D1(\psi) = D1(\kappa) \times$
	入学料収入 $D1(\psi)$	$D1(\kappa)$ 学種別入学定員に各大学に共通した単価(学種別…検討中)を乗し額を算出。 収入政策係数・各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定
	② 授業料収入	$D2(\psi) = D2(\kappa) \times$
	授業料収入 $D2(\psi)$	$D2(\kappa)$ 学種別収容定員に各大学に共通した単価(学種別…検討中)を乗し額を算出。 収入政策係数
	③ 宿舍料収入	$D3(\psi) = D3(\kappa) \times$
	宿舍料収入 $R3(\psi)$	$D3(\kappa)$ 宿舍戸数に各大学に共通した基準単価(宿舍法による基準単価…検討中)による単価を乗し額を算出。 収入政策係数
特定運営費交付金対象収入 (管理運営及び特別事業に 必要な経費該当分)	④ 学生寄宿料収入	$D4(\psi) = D4(\kappa) \times$
	学生寄宿料収入 $R4(\psi)$	$D4(\kappa)$ 寄宿舎戸数に各大学に共通した基準単価(宿舍法等による基準単価…検討中)による単価を乗し額を算出。 収入政策係数
	① 入学検定料収入	$D7(\psi) = D7(\psi-1) \times$
入学検定料収入 $D7(\psi)$	$D7(\psi-1)$ 直前の事業年度における入学検定料収入。 収入政策係数	
② その他の事業収入	$D\psi(\psi) = D\psi(\psi-1) - (\psi-1) \times \psi + \psi$	
事業収入 $D\psi(\psi)$	$D\psi(\psi-1)$ 当該事業年度の事業収入の見積額。 $D\psi(\psi-1)$ は直前の事業年度における $D\psi(\psi)$ 。 特殊要因収入(特殊な要因により見込まれる収入については、各事業年度の予算編成課程において当該収入を具体的に決定)。 $(\psi-1)$ は直前の事業年度における事業収入。 収入政策係数	

4 客員教員分についても単価を乗じて算出。

5 平成 12 年度予算における基盤校費へ移行の経緯

「近年、学問分野の進展により、分離融合や学際的な分野が多くなっており、単純に実験及び非実験に学生を区分する妥当性に乏しくなってきたことから、平成 12 年度において、経費の性格及び用途は変更せず、その積算について、従来の組織等に細分された区分を廃止した上で、教官数及び学生数に基づき積算した校費に加え、各大学等を単位として積算する校費を措置することとし、従来の「教官当積算校費」及び「学生当積算校費」を統合し、新規に教官数積算分、学生数積算分及び大学分を内訳とする「教育研究基盤校費」を新規に計上した。」

なお、以上の変更に伴い教官数積算分については従来の修士講座制・非実験の単価が利用され、学生数積算分については、文科の単価が利用されている。ただし、これらの単価による各大学の増減分を調整する形で「大学分」が措置されることとなった。このことは学生当積算単価、教官当積算単価に基づく学校類型間、学種間、分野間の格差が制度上継続されていることを意味している。

6 学校基本調査では、学部には所属する教員については分野別に計算が可能となっているが、大学院に所属する教員数については分野別に集計することが出来なくなっている。

7 なお、文部科学省の検討方針としては大学設置基準に記載されている学部の種類(文学関係、教育関係、

法学関係、経済学関係、商学関係、理学関係、工学関係、農学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、医学関係、歯学関係)が想定されているようである。

⁸ 平成 10 年度の学部(文科)単価と修士(文科)単価の比率を取ったもの。

⁹ 平成 10 年度の修士(文科)単価と博士(文科)単価の比率を取ったもの。

¹⁰ 各大学を吉田(2001)による大学類型に基づいて表記した。なお、この大学類型についての詳細は、11章参照のこと。

¹¹ 本分析で示した単価の値は文部省資料に基づいた一次データであり、本報告書の他の論文(11章等)で引用されている単価の値と異なるが、これをそのまま用いることとする。

¹² 本分析で用いた 12 分類は『学校基本調査』の学科小分類から学科大分類に分類しなおしたものであるから、必ずしも平成 10 年当時における文部省による分野のグルーピングと一致していないものと思われる。

¹³ 本分析で示した単価の値は文部省資料に基づいた一次データであり、本報告書の他の論文(11章等)で引用されている単価の値と異なるが、これをそのまま用いることとする。

¹⁴ 上記のような変動をさけるために、予算の当初配分は新配分方式に基づき配分を行い、実績額との差額を追加配分し、長期的にはこれらの追加配分該当分を評価に基く標準運営費交付金の配分分として振り分けるといった方法が考えられうる。しかしながら、そのような方法がとられるとしても、長期的には現在の教育研究環境の大幅な変動が生じる可能性があることをここで指摘しておく。

<参考文献>

天野郁夫 2002「戦後国立大学政策の展開」『国立大学の構造化と地域交流』国立学校財務センター研究報告 第6号

阿曾沼明裕 1994「国立大学に対する政府財政支出の構造化」『大学論集』第23集

阿曾沼明裕 2003『戦後国立大学における研究費補助』多賀出版

阿曾沼明裕・金子元久 1993「『教官当積算校費』と『科研費』 戦後学術政策への一視角」『教育社会学研究』第52集

文教予算事務研究会 1998『平成10年度 文教予算の実務ガイドブック 大学編』第一法規

文教予算事務研究会 2001『国立学校特別会計予算執務ハンドブック』第一法規

茨木秀俊・福島雅夫 1993『最適化の手法』共立出版株式会社

神山正 1995『国立学校特別会計制度史考』文教ニュース社

国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議 2002『新しい「国立大学法人」像について』

国立学校特別会計研究会 1994『国立学校特別会計三十年のあゆみ』第一法規

国立学校財務センター 2001『国立学校の教育研究活動に関する参考資料(平成11年度)』

文部科学省 2002「国立大学法人(仮称)運営費交付金算定基準(案)」(未定稿)

文部省 1998『学校基本調査報告書』(平成10年度版)

文部省 1999『学校基本調査報告書』(平成11年度版)

森雅夫・森戸晋・鈴木久敏・山本芳嗣 1991『オペレーションズリサーチ』朝倉書店

吉田文 2001「国立大学を分類する 地域交流の視点から」『IDE』No.431 8月号